

表1 基準検査項目

	区分	検査項目	備考
基本検査項目	身体計測	身長	
		体重	
		肥満度	
		BMI	
		腹囲	
	生理	血圧測定	原則2回測定値と平均値
		心電図	
		心拍数	
		眼底	両眼撮り
		眼圧	
		視力	
		聴力	簡易聴力
		呼吸機能	1秒率、%肺活量、%1秒量（対標準1秒量）
	X線・超音波	胸部X線	2方向
		上部消化管X線	食道・胃・十二指腸。4ツ切等8枚以上 *1
		腹部超音波	検査対象臓器は肝臓（脾臓を含む）・胆のう・膵臓・腎臓・腹部大動脈とする。但し、膵臓検出できない時はその旨記載すること。
	生化学	総蛋白	
		アルブミン	
		クレアチニン	
		eGFR	
		尿酸	
		総コレステロール	
		HDLコレステロール	
		LDLコレステロール	
		non-HDLコレステロール	
		中性脂肪	
		総ビリルビン	
		AST (GOT)	
		ALT (GPT)	
		γ-GT (γ-GTP)	
		ALP	
	血糖（空腹時）		
	HbA1c		
血液学	赤血球		
	白血球		
	血色素		
	ヘマトクリット		
	MCV		
	MCH		
	MCHC		
	血小板数		
血清学	CRP	定量法	
	血液型 (ABO Rh)	本人の申し出により省略可	
	Hbs抗原	本人の申し出により省略可	

基本 検査 項目	尿	尿 一 般 ・ 沈 渣	蛋白・尿糖・潜血など 沈渣は、蛋白、潜血反応が陰性であれば省略可
	便	潜 血	免疫法で実施(2日法)
	医 療 面 接 ( 問 診 )		医療職が担うこと(原則、医師・保健師・看護師とする) 問診票(質問票)は、特定健診対象者には特定健診質問票 22項目を含むこと。
	医 師 診 察		胸部聴診、頸部・腹部触診など。 *2
	結 果 説 明		医師が担うこと。 受診勧奨、結果報告書、特定健康診査対象者には情報提供 *2
保 健 指 導		医療職が担うこと(実施者は「特定健康診査・特定保健指導の 円滑な実施に向けた手引き(第3版)」に準ずること。医師の 結果説明の間での実施も可とする) 受診勧奨、結果報告書、特定健康診査対象者には情報提供 *2	
オプ ション 検査 項目	上 部 消 化 管 内 視 鏡		*3
	乳 房 診 察 + マ ン モ グ ラ フ ィ		乳房診察は医師の判断により省略することも可。
	乳 房 診 察 + 乳 腺 超 音 波		
	婦 人 科 診 察 + 子 宮 頸 部 細 胞 診		検体採取は医師が実施すること。
	P S A		
H C V 抗 体		*4	
*1 X線検査を基本とする。本人及び保険者から内視鏡検査の申し出があった場合は、オプション項目に掲げる金額を加算し実施する。			
*2 診察・説明・指導は、施設の実状を踏まえた効率的な運用を認める。なお、原則として医師による診察と結果説明は別々に行うこと。			
*3 内視鏡検査を行う際は、別途、十分な説明のもとに本人から文書同意を取得すること。原則、鎮痛薬・鎮静薬は使用しない。			
*4 厚労省の肝炎総合対策に基づき、未実施の場合は実施を推奨する。			

<補足>

梅毒検査は、基本検査項目およびオプション検査項目には含まれませんが、受診者本人の申し出により実施することを妨げるものではありません。